

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他(軽油引取税)</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免税の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石等鉱物掘採業）		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税を免除。</p> <p>・特例措置の内容 上記の用途に供される軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第6項</p>		
減収見込額	<p>(初年度) — (▲2,819) (平年度) — (▲2,819) (単位:百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 ・我が国における石灰石等鉱物資源の低廉な安定供給を中長期的かつ持続的に確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ・石灰石等鉱物資源は、コンクリート、鉄鋼等の製造や建設資材等として国民生活に必要な基礎物資である。特に石灰石はセメントの主要原料、コンクリート用骨材、鉄鋼生産に必要な副原料（生産過程で生じる不純物の除去）、火力発電所等の排煙からの脱硫、ゴミ焼却場の排煙からの脱塩化水素等に利用され社会資本整備や公害防止の維持等を支える重要な物資であるとともに、国内で自給できる貴重な鉱物資源である。 ・とりわけ、東日本大震災により倒壊した防潮堤、橋、道路等の公共インフラ設備や商業施設、住宅等の民間施設の復旧・復興工事を円滑に進めていくためには今後膨大なセメント、骨材、鉄鋼等が必要となり、これらの資材の安定的な供給に支障を生じさせることは絶対に避けなければならない。 ・このため、石灰石等鉱物掘採事業者が安定的かつ中長期的に供給責任を果たすためには、経営基盤の安定は不可欠であり、仮に本措置が廃止となると中小企業比率の高い石灰石鉱業等（約9割）において、増税による経営状況の悪化により廃業・倒産が多数発生する可能性が高く（※）、鉱物の安定供給のほか雇用の維持、地域の関連産業（燃料販売業、運送業、火薬類販売業等）の経営にも大きな影響を及ぼす。 （※）当省が行った実態調査のうち中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であったが、本措置が無い場合は、過半数を超える鉱山が赤字になる試算結果であった。</p> <p>・したがって、このような状況を回避する観点から本措置の継続は必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策軸名：資源エネルギー・環境政策																		
	政策の達成目標	・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の低廉かつ中長期的な安定供給。																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	・平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の延長																		
	同上の期間中の達成目標	・石灰石等鉱物の掘採事業者の経営基盤が安定するとともに生産コストの低減が図られ、鉱物資源の低廉な安定供給がなされること。																		
政策目標の達成状況	・鉱物の中で生産量が多い「石灰石」及び「けい石・けい砂」を例にすると、平成18年度から平成22年度までの自給率は、「石灰石」が100%、「けい石・けい砂」がほぼ90%で推移し安定供給に大きく貢献。																			
有効性	要望の措置の適用見込み	<p style="text-align: center;">免税軽油使用量(KL)</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>112,167</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>108,982</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>99,562</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>87,548</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>89,320</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>87,810</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>87,810</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>87,810</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>87,810</td></tr> </table> <p>(※) 経済産業省試算。平成23年度以降は、同数と見込む。</p>	平成18年度	112,167	平成19年度	108,982	平成20年度	99,562	平成21年度	87,548	平成22年度	89,320	平成23年度	87,810	平成24年度	87,810	平成25年度	87,810	平成26年度	87,810
	平成18年度	112,167																		
平成19年度	108,982																			
平成20年度	99,562																			
平成21年度	87,548																			
平成22年度	89,320																			
平成23年度	87,810																			
平成24年度	87,810																			
平成25年度	87,810																			
平成26年度	87,810																			
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<ul style="list-style-type: none"> ・当省が行った実態調査のうち中小企業鉱山の直近の経営状況は約3割が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると過半数を超える(6割弱)鉱山が赤字になる試算結果となり、増税による経営状況の悪化により廃業・倒産が多数発生することが懸念され、事業者にとってその影響度は極めて大きいことが予見される。 ・したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に極めて大きく寄与し、鉱物資源の低廉な安定供給や雇用の維持に有効な手段である。 																			
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・本措置の廃止に伴う増税分を国内鉱物資源の低廉な安定供給や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下においてその可能性は皆無に等しい。 ・このため、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切。 																		
要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・本措置の廃止は、石灰石等鉱物資源の低廉かつ安定供給に欠かせない事業者の経営基盤の安定や雇用の維持、地域の関連産業(燃料販売業、運送業、火薬類販売業等)の経営に大きな影響がある。 ・仮に本措置が廃止となり、取引先からの値引き交渉により実質的に増税分を製品価格に転嫁することができない場合、特に中小企業において経営状況の悪化による廃業・倒産が相次ぎ、鉱物資源の安定供給ができなくなる可能性が高く、結果的に国民の生活を維持する社会資本整備や東日本大震災の復旧・復興の遅延の他、雇用の維持に大きな影響を及ぼす恐れがある。 ・また、仮に増税分を製品価格に転嫁出来ても低廉に供給することが出来ず、結果的に社会資本整備や東日本大震災の復旧・復興は費用的制約から工事期間が長引くなど、国民生活全体に大きな影響を及ぼす恐れがある。 ・これらのことから、本措置は今後も存置が必要。 																			

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数(鉱山数)</th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>429</td><td>3,601</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>422</td><td>3,498</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>418</td><td>3,196</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>416</td><td>2,810</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>414</td><td>2,867</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>407</td><td>2,819</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>407</td><td>2,819</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>407</td><td>2,819</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>407</td><td>2,819</td></tr> </tbody> </table> <p>(※) 経済産業省試算。平成23年度以降は、同数と見込む。</p>		適用件数(鉱山数)	減収額(百万円)	平成18年度	429	3,601	平成19年度	422	3,498	平成20年度	418	3,196	平成21年度	416	2,810	平成22年度	414	2,867	平成23年度	407	2,819	平成24年度	407	2,819	平成25年度	407	2,819	平成26年度	407	2,819
	適用件数(鉱山数)	減収額(百万円)																													
平成18年度	429	3,601																													
平成19年度	422	3,498																													
平成20年度	418	3,196																													
平成21年度	416	2,810																													
平成22年度	414	2,867																													
平成23年度	407	2,819																													
平成24年度	407	2,819																													
平成25年度	407	2,819																													
平成26年度	407	2,819																													
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等鉱物掘採事業では、鉱山敷地内で専ら鉱物を掘採するために専用の機械(掘採、積込み、運搬等)が必要であり、その動力はディーゼルエンジンであるため燃料としてどうしても軽油の使用が不可避である。 ・一方、当省が行った実態調査の結果、売上原価に占める軽油費用の割合は平均で概ね1割を占めており、軽油費用の変動は生産コストを大きく左右する。 ・このようなことから、本措置は、事業者の経営基盤の安定と生産コストの低減に寄与する最も有効な手段である。 ・なお、業界団体である石灰石鉱業協会が軽油の代替について、ディーゼルエンジン以外の動力や軽油以外の燃料を検討したが、以下のとおり優位性はなく今後も軽油を使用せざるを得ない結果であった。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉱山で使用する車両系の機械はディーゼルエンジンが世界的な標準であり、我が国のみディーゼルエンジン以外の動力に転換することは現実的ではないこと。 (2) ディーゼルエンジンの代わりに車両に発電機を搭載しその電気によりモーターを駆動させる「モーター駆動方式」のダンプトラックも存在するが、その発電機の燃料に軽油を使用することから代替とならないこと。 (3) ディーゼルエンジンに他の燃料(A重油、灯油等)の使用も考えられるが、①排気ガス性状の悪化、②エンジンの出力低下による作業効率の低下や急勾配地でのトラブル・横転、③故障の際メーカー保証が付かないこと等、デメリットが多いこと。 																														
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																														
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																														
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和31年度(創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」 <p>昭和34年度(拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象用途に「鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンプカー(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源」を追加 <p>昭和36年度(拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鉱物」に「岩石」を含める ・対象用途に「その他これらに類する機械」を追加 <p>昭和37年度(拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鉱物」に「砂利」を含める ・対象用途の「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」を「鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」に拡充 <p>昭和46年度(拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場(砂利を洗浄する場所を含む。)内においてもつばら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源」に拡充(平成21年度より軽油引取税は道路特定財源から一般財源に改正) <p>平成21年度 3年間延長</p>																														
<p>ページ</p>																															